

厚生労働省発基安0730第1号

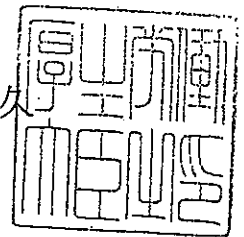
労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働災害防止団体法第38条第4項の規定に基づき、別紙「建設業労働災害防止規程変更案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成25年7月30日

厚生労働大臣 田村 憲久



建設業労働災害防止規程変更案要綱

第一 墜落による危険防止措置の充実

- 一 会員は、作業者に安全帯を使用させる場合は、ハーネス型の安全帯とするよう努めるものとする。
- 二 会員は、枠組足場（妻面に係る部分を除く。）にあつては、交さ筋かい及び高さ十五センチメートル以上四十センチメートル以下のさん若しくは高さ十五センチメートル以上の幅木又は同等以上の機能を有する設備、又は手すり枠を設けるものとする。

また、枠組足場の妻面に係る部分又は枠組足場以外の足場にあつては、床面からの高さ九十センチメートル以上の手すり等及び高さ三十五センチメートル以上五十センチメートル以下の中さん等を設けるものとする。

- 三 会員は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て等の後において、足場における作業開始前に、材料の状態、手すり、幅木等各部材の取付け状態、脚部の沈下・滑動の状態等を点検し、異常を認めるときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならぬものとする。

第二 車両系建設機械による危険防止措置の充実

会員は、解体物等が飛来・落下するおそれがある場所において、車両系建設機械を用いて作業を行う場合には、あらかじめ囲い、柵等を設けた上で、若しくはロープを張った上で、運転者以外の者の立入禁止を表示すること等の措置を講じるものとする。

第三 足場等における倒壊等による危険防止措置の充実

一 会員は、足場の建地又は建枠の一部を外して出入口を設ける場合には、あらかじめ、出入口上部を斜材、梁枠等で補強し、かつ、出入口の建地又は建枠を足場用鋼管等で補強するものとする。

二 会員は、材料等が落下するおそれのある箇所には、原則、作業床の端に高さ十センチメートル以上の幅木、メッシュシート又は防網等を設けるものとする。

第四 その他の災害防止対策の充実

会員は、自然災害発生における緊急時の対応を適切に行うため、事前に緊急対応計画の策定、避難訓練等の体制の整備に努めるものとする。

第五 有害物及び有害環境による健康障害予防措置の充実

一 会員は、原則、壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等が張り付けられた建築物等の解体等作業における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業を行う場合には、それ以外の作業を行う作業場所からの隔離等の措置を講じるものとする。

二 石綿等を除去する作業において、隔離空間は、内部を負圧に保つため、作業に支障がない範囲内において、できる限り小さく設定するものとする。

三 会員は、石綿等を除去する作業を行う場合は、スモークテスター等により石綿粉じんが隔離空間の外へ漏洩しないよう監視するものとする。

四 会員は、石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業等を行う場合には、作業者に一定の性能や形式を備えた呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用させるものとする。

五 会員は、熱中症を防止するため、WBGT値（暑さ指数）の活用、温湿度の把握、休憩設備の確保、休憩時間の確保等に努めるとともに、作業者の熱への順化状態、水分・塩分の補給状態等の管理、予防教育の実施等に努めるものとする。

第六 その他

その他所要の整備を図るものとする。

第七 適用期日

この規程の変更は、厚生労働大臣の認可のあった日から起算して九十日を経過した日から適用するものとする。